※専任で配置する場合は、「主任技術者兼任状況申告書」の提出の必要はありません。

主任技術者兼任状況申告書

令和　　年　　　月　　　日

一般財団法人八王子市まちづくり公社

理　事　長　　殿　　住　所

商　号

代表者氏名

使用（登録）印

配置する主任技術者

|  |  |
| --- | --- |
| 契約番号及び工事件名 | 契約番号　　工事件名　　　　　　　　　　 |
| 氏　　　　名 |  |
| 国家資格名称又は実務経験年数 |  |
| 資格取得年月日 |  平成 ・令和 年 月 日 |
| 登録番号 |  |
| 兼任する工事等※ １は、配置する主任技術者が他の３，５００万円未満（建築一式工事の場合は、７，０００万円未満）の公共工事の主任技術者を兼任している場合に当該公共工事の件名、場所、工期、請負金額等を記入すること。※ ２は、配置する主任技術者が営業所専任の技術者である場合に記入すること。※ １件の請負金額が３，５００万円以上（建築一式工事の場合は、７，０００万円以上）の公共性のある工事については、主任技術者は専任で配置しなければなりません。 | 以下のいずれかの番号に○をして必要事項を記入してください。１ 配置する主任技術者は、次の工事の主任技術者を兼任しています。工事件名　　工事場所　　八王子市工期　　　　　 年 月 日　～ 　　 年 月 日請負金額　　￥ 　　　円発注者　　ＣＯＲＩＮＳ登録番号　　２ 配置する主任技術者は、営業所の専任技術者を兼任しています。　　※ 建設業法施行規則様式第８号による「専任技術者証明書（新規・変更）」又は「専任技術者証明書（更新）」の写しを提出すること。 |

（留意事項）

○建設業許可における営業所の専任技術者を主任技術者として配置する場合は、当該技術者は他の工事を兼務できないので注意すること。

○上記の記載事項に虚偽の記載があれば、「八王子市競争入札等参加有資格者指名停止措置要領」に基づき、不正又は不誠実な行為として、指名停止の措置を行う。